

南知多ごみ減量化通信

～ 第15号 ～

令和3年8月

プラスチック、産業廃棄物の処理、6月のごみの量、黄色の指定ごみ袋の払戻日程（8月分）をお知らせします。

プラスチックは分別収集に出せません

プラスチックは、

- 分別収集に出さない。
- 出しても回収されません。

~~分別収集~~

※分別収集にプラスチックを出す人がいます。ご協力をお願いします。

プラスチック

プラスチック製
容器包装



プラスチック製容器
包装ではないとき

可燃ごみ

事業者の皆さんへ

クリーンセンターや広域環境センターに 産業廃棄物を持ち込めません（令和4年4月から）

令和4年4月から、武豊町に建設中の知多南部広域環境センター（愛称：ゆめくりん）が稼働します。これにあわせ、内海の知多南部クリーンセンター内に中継施設が設置されます。

知多南部広域環境センター、中継施設及び知多南部クリーンセンターは、産業廃棄物を処理する施設ではありません。

産業廃棄物の処理は、産業廃棄物の収集運搬許可を持った収集業者にご相談ください。

産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、法律で「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と規定されています。

また、産業廃棄物ではない廃棄物を一般廃棄物といいます。

区 分		排 出 先	排出する者
産業廃棄物		産業廃棄物処理施設	事業者
一般廃棄物	事業系 一般廃棄物	知多南部広域環境センター、中継施設、クリーンセンターなどの一般廃棄物処理施設	事業者
	家庭系 一般廃棄物	ごみ集積所、中継施設、クリーンセンター	家庭

※事業者は、産業廃棄物・一般廃棄物の区分にかかわらず、事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

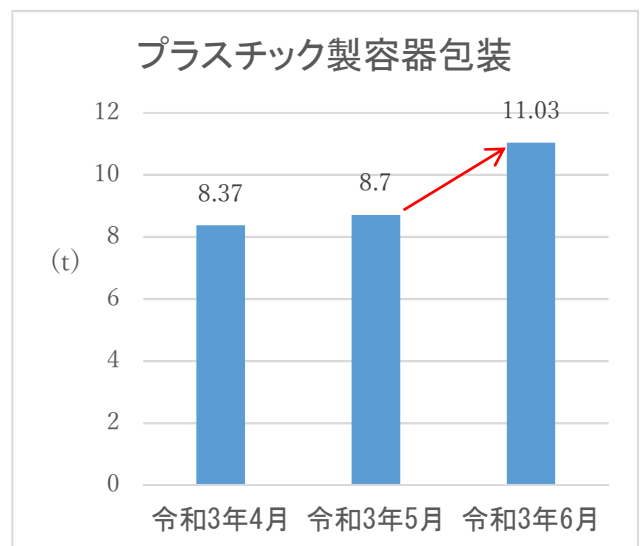
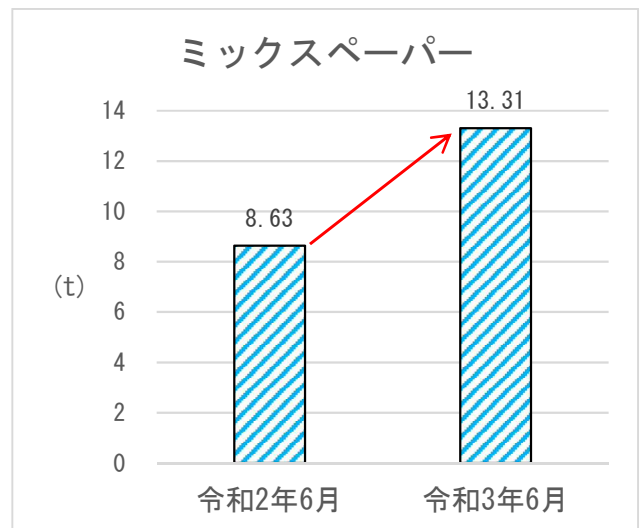
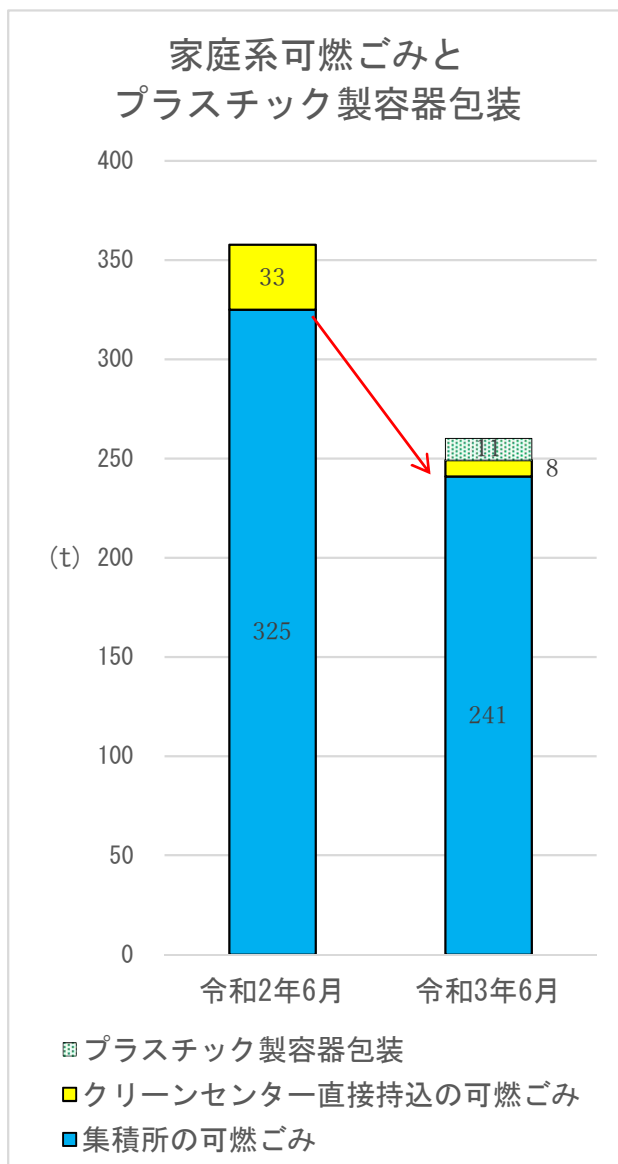
産業廃棄物の具体例

産業廃棄物は、20種類が定められていますが、抜粋して具体例を示します。

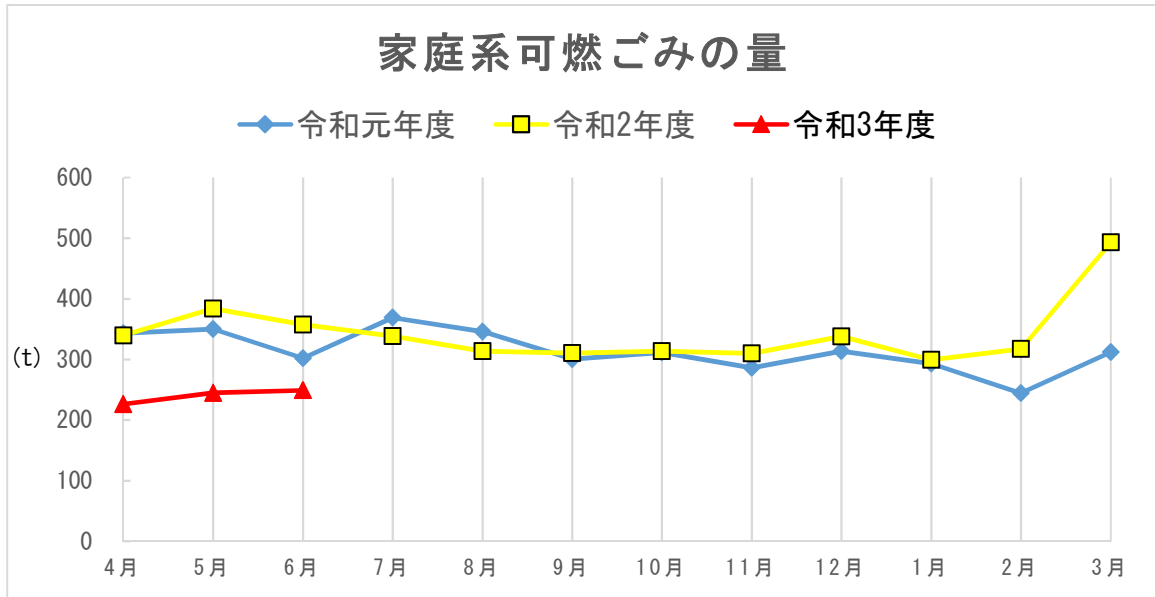
種 類	具 体 例	対象となる事業者
廃プラスチック類	プラスチック製品、ペットボトル、ビニールシート、発泡スチロール箱、発泡トレイ、農業用フィルム等	すべての事業者
廃油	てんぷら油、自動車オイル等	すべての事業者
金属くず	空き缶、一斗缶、アルミサッシ、金属製の調理器具、金属製の机・ロッカー等	すべての事業者

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	空きビン、電球・蛍光灯、陶器の植木鉢、鏡、コンクリートブロック等	すべての事業者
木くず	木製パレット	すべての事業者
	型枠、足場材建具工事等の残材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）
紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）
動植物性 ^{ごんさ} 残渣	魚・獣の骨、内臓のアラ、野菜くず、貝がら等	食品製造業、医薬品製造業のみ（卸売市場、小売店、飲食店、ホテル等は対象外）

6月のごみの量（前年同月比較）



しっかり分別して、ごみを減らしましょう。



使い残した指定ごみ袋（黄色）の払戻

（8月中に、お近くの会場へ）

※9月から11月は、役場（本庁）だけで受け付けます。

払戻日程	地区	場 所	時 間
8月4日(水)	師崎	大井公民館	10時～正午
8月12日(木)	内海	町公民館内海分館（サービスセンター）	
8月17日(火)	篠島	篠島開発総合センター	
8月24日(火)	日間賀島	日間賀島公民館	
8月31日(火)	豊浜	役場1階第1会議室	

黄色の指定ごみ袋1枚当たりの払戻単価（1枚でも払戻します）

45リットル	12円	30リットル	9円	15リットル	5円
--------	-----	--------	----	--------	----

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご来場の際は、次のことにご留意ください。

- 咳などの風邪症状、発熱等、体調不良の方はご遠慮ください。
- マスクを着用するなど咳エチケットを行い、順番待ちなどで並ぶときは、人との間隔をあけてください。
- 終了後は速やかにお帰りいただき、帰宅後は手洗いを行ってください。